

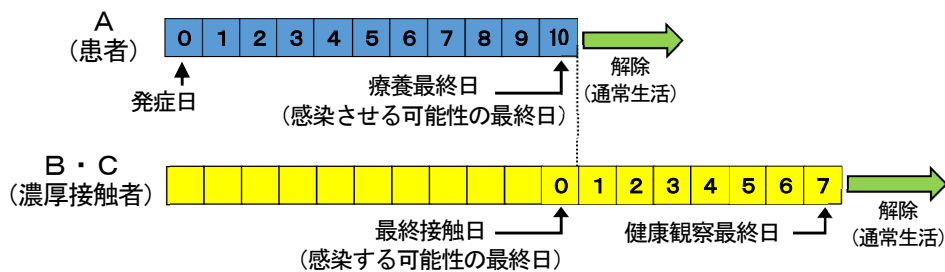
同居家族の健康観察期間について

同居の家族は基本的に濃厚接触者となります。同居の家族は、患者本人の療養最終日（有症状患者の場合、一般的には発症日を0日目とした10日目）が患者との最終接触日となることから、患者本人の療養最終日までに加え、その日を0日目としてさらに7日目（※）まで、不要不急の外出を控え自宅等で待機し、健康観察をお願いします。

※オミクロン株以外が確認の場合は10日目

患者Aの同居家族B・Cの健康観察期間（一般的な例） 2022年1月28日時点

（例1）家族の発症がなかった場合



（例2）患者Aの療養4日目にBが発症し患者となった場合

